

鴨川市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

平成27年4月17日制定

(目的)

第1条 この要領は、鴨川市が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事費内訳書の要件)

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記第1号様式によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

(1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。

(2) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、(表-1)のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

(表-1)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他の工事	内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種）まで

(工事費内訳書の提出)

第3条 工事費内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、工事費内訳書を封書にし、持参により提出させるものとする。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様の取扱いとする。

(工事費内訳書の確認)

第4条 工事費内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内容を把握している職員）が立会い、別記第2号様式により記載内容を確認するものとする。

(重大な不備)

第5条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱うものとする。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合。

(2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。

(3) 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。

(4) 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。

(5) 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。

(6) 工事費内訳書に直接工事費（材料費及び労務費）、共通仮設費、現場管理費（法定福利費の事業主負担額及び建退共制度の掛金）及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格及び安全衛生経費）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱うものとする。

(7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。

(8) 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

（談合が疑われる場合の取扱い）

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は談合情報があったものとみなし、鴨川市建設工事等入札参加業者選定審査会にて審議したうえで、その取扱いを決定するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

別記第1号様式

工 事 費 内 訳 書 (入札添付)

工 事 名

工事場所

工 種 等	金 額 (円)	摘 要
①直接工事費計 (上記の計)		
うち材料費		
うち労務費		
②共通仮設費		
③現場管理費		
うち法定福利費の事業主負担額		
うち建退共制度の掛金		
④一般管理費		
工事価格 (①+②+③+④)		※入札書記載金額
うち安全衛生経費		

鴨川市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

※内訳については、設計図書等の各項目に基づく金額を明記すること。

※記載する各項目については以下のとおりとする。

建築・設備関連工事…種目別内訳及び科目別内訳まで

その他工事……………内訳工種(新土木工事積算大系の工事工種体系における工種)まで

※行が不足する場合は、行を追加してご利用ください。

※代理人による提出は、入札権限を受任している者に限ります。

※電子入札システムで提出する場合は押印不要です。

※必要な事項が記載されていれば、本様式以外の様式も可とします。

別記第2号様式

工事費内訳書提出状況調書

工事名：

開札日： 令和 年 月 日（ ）

確認者：（所属）

（職氏名）

1 重大な不備（鴨川市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領 第5条関係）

確認事項	該当する場合は○を記入 ※1	該当する応札者名
①工事費内訳書とは無関係な書類である。 （第5条(2)関係）		
②工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない （電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く）。 （第5条(3)関係）		
③工事費内訳書に押印が欠けている （電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く）。 （第5条(4)関係）		
④工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると判断できる。 （第5条(5)関係）		
⑤工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等※2のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない。 （第5条(6)関係）		
⑥工事価格と直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等※2の合計額とが異なっている。 （第5条(7)関係）		

※1 工事費内訳書を提出した者のうち、1者でも該当があった場合は記入する。

※2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとする。

2 その他不誠実な事項（同取扱要領第6条関係） ※不誠実な事項等がある場合は、下記に記載すること。
()

工事費内訳書提出者	者について確認済み	確認欄	
-----------	-----------	-----	--

上記のほか、落札決定前に、下記について確認が必要となることに留意すること。

(1) 工事費内訳書が、全ての応札者から提出されているか（同取扱要領第5条（1）関係）

※提出されていない者があった場合は、下記に記載すること。

()

(2) 工事費内訳書の工事価格が入札額と同額か（同取扱要領第5条（8）関係）

※同額でない者があった場合は、下記に記載すること。

()